

ごみ処理施設整備運営事業

実施方針に対する質問・意見への回答

平成28年6月17日

桑名広域清掃事業組合

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	4	I	1	(6) オ (ア) b(a)	管理運営対象施設の管理運営業務	本事業は、既設のリサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設等の運営も一体的に含まれるとのことですが、運転以外の付帯的な委託業務も含まれると解釈してよろしいでしょうか。この場合、その他に含まれる付帯業務があれば御教示願います。 例)①リサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設の手選別作業や危険物除去作業 ②井戸水・飲料水等の保守点検作業 ③居室内清掃等	ご理解のとおりです。付帯業務も含め既存施設の管理運営も事業者の業務範囲です。詳細は入札公告時に示します。
2	4	I	1	(6) オ (ア) b(a)4)	維持管理業務	既設リサイクルプラザおよびプラスチック圧縮梱包施設の管理運営業務について、運営費用の算出のために、両施設の補修履歴や運営収支（補修費、維持管理費、運転体制、人件費等）をご教示下さい。	入札公告時に示します。
3	4	I	1	(6) オ (ア) b(a)4)	維持管理業務	維持管理業務（本施設関連施設（既設）については50万円以上の修繕・設備更新を除く）とありますが、1つの作業につき50万円以上との理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示しますが、50万円の捉え方については、作業範囲（単位）と施工費・材料費の要件から判定基準を設ける予定です。
4	4	I	1	(6) オ (ア) b(a)4)	維持管理業務	維持管理業務（本施設関連施設（既設）については50万円以上の修繕・設備更新を除く）とありますが、50万円以上の修繕と50万円以下の修繕を同時期に実施する場合は、どのような扱いとなりますか。	実施方針に対する質問への回答No.3を参照してください。 なお、50万円未満の修繕・設備更新が事業者の業務範囲となります。
5	4	I	1	(6) オ (ア) b(a)4)	維持管理業務	維持管理業務（本施設関連施設（既設）については50万円以上の修繕・設備更新を除く）で、点検業務（法定点検、定期点検等で50万円を超えるものも含む）は事業範囲内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	5	I	1	(6) オ (ア) b(a)6)b)	缶類圧縮整形品、カレット、紙類、布類、金属等の資源化業務	搬入される資源化物は、搬入された時点でその所有権は無償で事業者に移転するものと理解してよろしいでしょうか。	搬出用車両等に積み込みを行う際に無償で所有権が移転するものとなります。
7	6	I	1	(6) カ (ウ)	主灰・飛灰の運搬及び資源化に係る対価	主灰・飛灰の資源化業務は事業者提案より事業者自ら実施できるとのことですが、事業者の提案次第で事業費が大きく異なります。事業費（予定価格）はどのように算定されますでしょうか。また総合評価入札方式での入札となっておりますが、価格点の評価はどのように行われるのでしょうかご教示下さい。	入札公告時に示します。
8	6 7	I	1	(6) カ (ウ) (6) カ (カ)	主灰・飛灰の運搬及び資源化に係る対価 売電収入	灰資源化や売電業務は基本的に貴組合が行うことを想定されています。 事業者提案により事業者自ら実施することを認めるとのことですが、これらに掛かる費用については、本事業の入札金額に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 また、提案した場合としない場合の入札金額の相違点についてはどのように評価されるのか御教示願います。	入札公告時に示します。
9	7	I	1	(6) カ (カ)	売電収入	事業者提案により事業費に売電収入を見込むか否かで大きく事業費が異なります、事業費（予定価格）はどのように算定されますでしょうか。また総合評価入札方式での入札となっておりますが、価格点の評価はどのように行われるのでしょうかご教示下さい。	入札公告時に示します。
10	10	II	3	(1) ク	入札参加者の構成等	ここで想定される建設JVにつきましては、質問No.30と同様、「プラントの設計・施工会社」と「建屋の設計・施工会社」により結成される共同企業体も含まれるものとの理解で宜しいでしょうか。	建屋の設計企業と建屋の建設企業を同一企業として、プラントの設計・建設企業と共同企業体を組成すること、又は、建屋の設計企業と建屋の建設企業を複数企業として、プラントの設計・建設企業と共同企業体を組成することを意味します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
11	10	II	3	(1) ク	入札参加者の構成等	一般的なJVは甲型ではありませんが、本事業のような、ごみ焼却施設の建設においては「設計」と「建設業務」を行う各々の企業による組成ではなく、「プラントの設計・建設業務」と「建屋の設計・建設業務」を行う異業種での建設JVを組成し、実質的に分担施工となります。この実質的なJV組成を考慮し、分担施工型（乙型）での参加も可能とさせていただきますでしょうか。	入札公告時に示します。
12	12	II	3	(2) オ (ア) b	建屋の設計を実施する企業	建屋の設計実績の履行証明方法をご教授ください。（例：発注者の履行証明による方法等）	発注者の履行証明や設計を実施したことが契約書から分る場合その写しでも構いません。
13	12	II	3	(2) オ (ア) b	建屋の設計を実施する企業	設計実績については、地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建屋であれば、その場所、規模、構造、竣工時期等についての制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	12	II	3	(2) オ (ア) b	建屋の設計を実施する企業	同頁(2)-オ-(イ)-dに、「建屋の建設を実施する企業においては桑名市、木曾岬町又は東員町にいずれかの入札参加資格者名簿において、建築一式に登録されていること」とありますが、建屋の設計についてはこの必要はないものとの理解で宜しいでしょうか。	建屋の建設企業が建屋の設計も行う場合は、ご理解のとおりです。
15	12	II	3	(2) オ (イ) c	建屋の建設を実施する企業	建設実績については、地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建屋であれば、その場所、規模、構造、竣工時期等についての制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	12	II	3	(2) カ (イ)	入札参加者の要件	「一般廃棄物を対象とし、2002年12月以降に竣工したストーカ施設の運転管理実績を～」とありますが、実績は地方公共団体の一般廃棄物処理施設を指すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	12	II	3	(2) カ (イ) (ウ)	入札参加者の要件	2002年以降12月以降に竣工したストーカ炉施設の運転管理実績については、SPCからの運転委託を実績とすることは可能でしょうか。	可能です。
18	12	II	3	(2) カ (ウ)	入札参加者の要件	「高速回転式破砕機を有する廃棄物処理施設の運転管理実績を～」とありますが、地方公共団体の廃棄物処理施設を指すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	14	II	3	(3) オ	入札参加者の構成企業の制限	他の公共団体の指名停止処分を受けている期間中である者は構成企業となることはできないとされていますが、他の公共団体とは、全国全ての自治体を指すものと理解してよろしいでしょうか。	構成市町の指名停止基準が同一でないため、このような表現になったものであり、他の公共団体とは、三重県を指します。
20	23	別紙2			事業スキーム図	5頁 b) 缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類等の資源化業務は、事業者範囲の協力企業欄に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	協力企業とすることも認めます。
21	23	別紙2			事業スキーム図	建設JVにおいて「プラントの設計・施工会社」と「建屋の設計・施工会社」が各々構成員となる場合は、建屋の設計・施工会社のSPCへの出資は任意としても宜しいでしょうか。	建屋の設計企業及び建屋の建設企業が、SPCの構成員となる場合は、SPCへの出資が必要です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
22	24	別紙3	リスク 分担表 (案)			リスク分担表(案)にて、リスクの種類ごとに負担者を定められておりますが、原則として帰責者がリスクを負担すると理解してよろしいでしょうか。 具体的に、以下のリスクは組合様の負担と理解してよろしいでしょうか。 ①第三者賠償リスク 事業者の負担すべきリスクとして挙げられていないもの ②許認可遅延リスク 組合様にて実施する許認可に関するもの ③缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類等の資源化リスク 搬入物の性状に起因するもの ④不燃残渣処分リスク 受入ごみの性状に起因するもの ⑤施設の性能確保リスク 要求水準の不備や要求水準の変更によるもの	リスク分担表(案)は、原因者責任の原則及びその例外を表しています。リスク分担の具体については、入札公告時に公表する特定事業契約書(案)に示します。
23	24	別紙3	リスク 分担表 (案)	共通	許認可遅延 リスク	許認可遅延リスク 貴組合が実施する許認可取得の遅延に関するものは、貴組合の負担との理解で宜しいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No. 22を参照してください。
24	24	別紙3	リスク 分担表 (案)	共通	物価変動リ スク	事業者欄△※2において、一定の範囲内の物価変動は事業者の負担とありますが、一定の範囲内とは具体的にはどのような場合でしょうか。	入札公告時に示します。
25	24	別紙3	リスク 分担表 (案)	共通	物価変動リ スク	「※2：一定の範囲内の物価変動は事業者負担」とありますが、一定の範囲を具体的にご教示いただけますようお願い致します。	実施方針に対する質問への回答No. 24を参照してください。
26	24	別紙3	リスク 分担表 (案)	共通	不可抗力リ スク	事業者欄△※3において、不可抗力の場合、事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担するとあります。 一定の割合もしくは一定の額につきまして、具体的にご教示いただけますようお願い致します。 また、想定される不可抗力の事象につき、ご教示願います。	入札公告時に示します。
27	24	別紙3	リスク 分担表 (案)	共通	不可抗力リ スク	「※3：～、事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。」とありますが、一定の割合、一定の額を具体的にご教示いただけますようお願い致します。	実施方針に対する質問への回答No. 26を参照してください。
28	25	別紙3	リスク 分担表 (案)	管理運営 段階	受入廃棄物 の性状リ スク	「管理運営費用」は変動に伴う人件費・修繕整備費・改造費・用役費、「事故等」は事故発生時の復旧費・施設停止に伴うごみ外部委託費が含まれるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書に示すごみ質範囲を逸脱するごみのリスクは組合の負担となりますが、このためには、逸脱したことを事業者が明らかにする必要があります。また施設の改造等については、組合との協議が必要となることにご留意ください。
29	25	別紙3	リスク 分担表 (案)	管理運営 段階	受入廃棄物 の量の変動 リスク	「管理運営費用」は変動に伴う人件費・修繕整備費・改造費・用役費が含まれるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の費目も変動料金に含まれる場合は、変動料金として提案してください。なお、リスク分担表(案)に示す組合主分担は、組合は固定料金と変動料金による支払を想定しているという意味で、事業者従分担は、事業者は提案し契約した委託料の構成について責任を有するという意味です。
30	全 般				建設JVの 定義	「設計企業と建設企業による共同企業体」には、「プラントの設計・施工会社」と「建屋の設計・施工会社」により結成される共同企業体も含まれるものとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No. 10を参照してください。

■実施方針に対する意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
1	4	I	1	(6) オ (ア) b(a)4)	管理運営対象施設の管理運営に関する業務	既設リサイクルプラザ、プラチック圧縮梱包施設において、50万円以上の修繕・設備更新を除くとありますが、ある機器修繕を行う場合、メーカーによっては見積金額が50万円以上になる場合やならない場合があり、また恣意的に修繕内容をまとめたり分割することにより、積算根拠にばらつきが生じる可能性があります。実際に整備に入った場合の機器の状態により追加整備が必要になる場合もあります。つきましては、本事業の参加事業者の業務範囲を揃える目的から、維持管理者と本事業の運転業者の業務範囲は、整備する機器ごと、もしくは業務ごとに（運転と整備を分ける等）業務所掌範囲の明確化していただけますようお願いいたします。	実施方針に示すとおりとします。 実施方針に対する質問への回答No. 3を参照してください。
2	4	I	1	(6) オ (ア) b(a)4)	維持管理業務	本施設関連施設（既設）については50万円以上の修繕・設備更新を除くとあります。運営上、本事業に含まれることで多くのメリット（組合殿の業務削減・人件費削減等）が存在すると考えるため、事業者が50万円以上の修繕・設備更新を事業に含む提案とした場合は、非価格提案の評価要素としていただけます様、お願いします。	入札公告時に示します。
3	4	I	1	(6) オ (ア) b(a)6)a)	主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務	灰の資源化は、基本的に組合が行うことを想定としつつ、事業者提案により自ら実施することも認める予定となっております。廃棄物処理の安全性を考えれば、目の届く近隣処理が望ましいことから、主灰・飛灰の運搬及び資源化業務は本事業から外し、組合が行うとして頂きたい。	実施方針に示すとおりとします。
4	7	I	1	(8)	地域貢献	「設計・建設の実施」「管理運営の実施」各々の地域貢献について非価格提案の評価要素としていただけます様、お願いします。	入札公告時に示します。
5	10	II	3	(1) ク	入札参加者の構成等	「特定建設工事共同企業体(甲型)」とありますが、建屋設計・建設企業とプラント設計・建設企業のJVの場合、異なる業種によるJVであり、出資割合に基づく共同施工方式(甲型)とすることは業務の実態にそぐわないことから、分担施工方式(乙型)の参加構成も認めていただきますようお願いいたします。	実施方針に対する質問への回答No. 11を参照してください。
6	10	II	3	(1) ク	入札参加者の構成等	本事業のような、ごみ焼却施設の建設においては「設計」と「建設業務」を行う各々の企業による組成ではなく、「プラントの設計・建設業務」と「建屋の設計・建設業務」を行う各々の企業により建設JVを組成する場合は、異業種でのJV組成となるため、実質的に分担施工となります。プラントの設計・建設会社と建屋の設計・建設会社との特定共同企業体については分担施工型(乙型)での参加もお認め頂きたい、お願いいたします。	実施方針に対する質問への回答No. 11を参照してください。
7	23	別紙2			事業スキーム図	「設計」と「建設業務」を行う各々の企業による組成ではなく、「プラントの設計・建設業務」と「建屋の設計・建設業務」を行う各々の企業により建設JVを組成する場合、「建屋の設計・建設業務」を行う企業が建設後の運營業務に関する割合は低いと想定されます。(設計・建設における保証・瑕疵対応等は建設工事請負契約書にて規定されるものと考えます。)建設JV構成員の内、「建屋の設計・建設業務」を行う企業の出資は任意としていただけます様、お願いいたします。	建設JVについては、業務量等に応じて、適切な出資比率としてください。またSPCについては、実施方針に対する質問への回答No. 21を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
8	24	別紙3	リスク 分担表 (案)		第三者賠償 リスク	リスクの内容に「地盤沈下」が含まれてい ますが、土地造成が事業者範囲外であることか ら貴組合範囲として頂きたく、お願いいたし ます。	施設建設に伴う造成は事業者の業務範囲で す。なお、沈下の原因が、造成工事を含め、 自らにないことを事業者が明らかにした場合 には、組合負担となります。
9	24	別紙3	リスク 分担表 (案)		物価変動リ スク(売電 収入)	本事業での売電収入をSPC帰属として提案 した場合、SPC収入における売電収入の比 率はかなり高くなるものと想定されます。 売電収入の物価変動に基づく改定は、バイオ マス比率や、電力事業者見積書等も見直し指 標に含めていただきたく、よろしくお願いい たします。	入札公告時に示します。